

保安規定・核燃料物質使用許可対比表

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
<p>12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p>	<p>備考</p>
<p>2.設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (2)保安品質マネジメント体制及び役割分担 当社では、保安規定に基づく保安に係る組織及び維持規定に基づく安全維持組織に従い、社長をトップマネジメントとした品質マネジメント体制の下、以下のように保安品質マネジメント活動を実施する。 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質マネジメントシステムを確立させ実施させるとともに、マネジメントレビュー等により保安品質マネジメント活動を継続的に改善し、使用施設等に係る保安上の業務を総括する。 保安品質保証委員会は、燃料ホットラボ施設における保安品質マネジメント活動の継続的改善のために社長が見直しを行う場として開催する。 放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、保安規定の制定及び変更、核燃料物質等の使用、保管及び運搬、使用施設等の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更、保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項の他、使用施設等の保安に係る重要な事項について審議する。 保安品質保証責任者は、プロセスの確立、実施及びその実効性の維持、保安品質マネジメントシステムの運用状況並びにその改善の必要性に関する社長への報告等の業務に係る責任及び権限が与えられ、燃料ホットラボ施設における保安品質マネジメントに係る業務を統括する。 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、保安上必要な場合において、社長に対する意見の具申、各職位に対する助言、及び核燃料物質等の取扱いに従事する者に対する指示等を行う。 内部保安品質保証監査組織は、燃料ホットラボ施設における保安品質マネジメント活動について定期的に監査を実施する。 社内保安品質管理者は、ウラン実験施設及び燃料実験施設における保安品質管理活動に係る業務を統括し、品質保証室で構成する事務局は、社内保安品質管理者を補佐し、社内保安品質管理活動推進に係る各部門との調整・連絡等を行う。 社内保安監査組織は、燃料実験施設及びウラン実験施設における保安管理及び作業の安全管理が適正に実施されていることを確認するため、定期的に社内保安監査を実施する。 第二研究部長は、ホット試験技術開発室長を指揮監督して、燃料ホットラボ施設及びウラン実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行うとともに、原子炉化学技術開発室長を指揮監督して、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。 ホット試験技術開発室長は、燃料ホットラボ施設及びウラン実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務、設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関する業務及び管理区域の作業管理に関する業務を行う。 原子炉化学技術開発室長は、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務、設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関する業務及び管理区域の作業管理に関する業務を行う。 管理部長は、管理課長を指揮監督して、使用施設等における管理全般に関する業務の統括を行う。 管理課長は、周辺監視区域の維持及び立入制限に関する業務、特殊健康診断に関する業務、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関する業務、通報連絡設備、消火設備</p>	<p>(職務) 第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。 (2) 第二研究部長は、ホット試験技術開発室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。 (3) ホット試験技術開発室長は、次の業務を行う。 ア、核燃料物質等の使用等に関すること イ、設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関すること ウ、管理区域の作業管理に関すること (4) 安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。 (5) 施設管理グループ長は、次の業務を行う。 <u>ア、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守業務に関すること</u> <u>イ、周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること</u> <u>ウ、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること</u> (6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。 (7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。 (8) 管理課長は、次の業務を行う。 ア、特殊健康診断に関すること <u>イ、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること</u> <u>ウ、使用施設等の保安に係る調達業務に関すること</u></p>	<p>(2)管理業務の一部を安全管理業務として集約(一元化)するため(7箇所)。</p>

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織	
<p>並びに火災警報設備の保守に関する業務及び使用施設等の保安に係る調達業務に関する業務を行う。</p> <p>安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、使用施設等における保安管理に関する業務の統括を行う。</p> <p>施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>放射線管理グループ長は、使用施設等における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>第一研究部長は、材料技術開発室長を指揮監督して、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>材料技術開発室長は、燃料実験施設における核燃料物質等の使用等に関する業務を行う。</p>		

※該当箇所を青字で示す。

核燃料物質使用許可			核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備			第5章 放射線管理	
4	立ち入りの防止	本施設は、管理区域の境界に壁、扉等の区画物及び標識を設け、人がみだりに立ち入らないようにする。	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第30条 周辺監視区域は、別図第3Iに掲げる区域とする。</p> <p>2 安全管理部長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	(2)管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため(1箇所)。

※該当箇所を青枠で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	
<p>参考資料 燃料実験施設(施行令第41条非該当施設) 押出造粒試験設備 の解体撤去 (令和5年6月23日付け申請後の令和5年11月30日付け一部補正時に添付)</p>	<p>第5章 放射線管理</p>	<p>備考</p>
<p>押出造粒試験設備 の解体撤去について</p> <p>1. はじめに 燃料実験施設における核燃料物質等の試作・製作試験設備のうち、押出造粒試験設備 の使用を終了し解体撤去する。本資料は、押出造粒試験設備 の解体撤去に関する概要について纏めたものである。</p> <p>2. 設置場所 解体撤去する使用設備の設置場所は以下の通りである。図1 1に押出造粒 試験設備 の配置図を示す。 ・燃料・化学 実験施設 セラミック調整室内 なお、セラミック調整室内に設置された他の許可設備には、本設備の解体撤去に伴う影響はなく、申請書の変更は生じない。</p> <p>3. 解体撤去する使用設備 解体撤去する使用設備は下記のとおり。図 1 2に押出造粒 試験設備 の 外観写真を示す。 また、図1 3～図 1 5に各装置の製作図と外観写真を示す。 押出造粒試験設備 ・混練機 UO2 粉末にバインダーを添加して練り上げる装置 ・押出造粒機 :混練機で練り上げた UO2 粉を押し出して粒状にする装置 ・整粒機 :押し出された不定形の UO2 粒状を球状に整粒する装置 ・フードボックス:上記装置の取扱による汚染拡散防止のための設備 なお、押出造粒試験設備の制御装置については、フードボックス外に設置しているため非汚染物として取扱う。また、受託業務により製作した 混練機、押出造粒機、整粒機については、解体後 に核燃料物質使用施設である日本原子力研究開発機構 大洗研究所の照射燃料試験施設 AGF) 以下「AGF」へ 資材返却のため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に基づく 車両輸送 をおこなう。</p> <p>4. 解体撤去の方法 4.1 解体撤去の手順 解体撤去対象となる押出造粒 試験設備 は、核燃料 物質等による 汚染 が無い部分(非汚染部と核燃料物質等による汚染の可能性がある部分 汚染部 で構成されている。解体方法は後述するが、解体により分別回収した 汚染部 は、放射性廃棄物として社内規定等に従い解体撤去を行う。本設備の解体を行う作業エリアとして、同施設内にグリーンハウスを設置する。作業エリア内は 既許可排気設備により負圧が維持されており、解体作業時に発生する粉塵等の管理区域外への汚染拡散等の問題は無い。また、グリーンハウスからの退域時には、身体の汚染検査を実施して汚染の無いことを確認したうえで退域をする。主な解体手順は以下の通りである。</p>	<p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物)</u> 第33条の2 放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。 (1)設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。なお、汚染された資材等については、汚染部位を特定・分離を行った場合、汚染されていない部位について、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2)使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により、汚染がないこと。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、その記録等により汚染がないこと。 (3)放射性廃棄物でない廃棄物として搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。 (4)適切な測定方法によって、念のための放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。</p>	<p>(1)「放射性廃棄物でない廃棄物」の考え方を適用するため。</p>

※変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	
参考資料 燃料実験施設(施行令第41条非該当施設) 押出造粒試験設備 の解体撤去 (令和5年6月23日付け申請後の令和5年11月30日付け一部補正時に添付)	第5章 放射線管理	備考
<p>(1) 混練機、押出造粒機、整粒機</p> <p>①混練機、押出造粒機、 整粒 機の解体作業 社内規定に従い、作業者は適切な放射線防護具(半面マスク、特殊作業着(つなぎ服)、ゴム手袋、線量計等)を着用する。</p> <p>②解体作業エリアの設置 解体作業エリアとして、フードボックスの周りにグリーンハウスを設置する。また、グリーンハウス内の排気のために局所排気設備を設置し、既設の 排気設備に接続する。なお、グリーンハウス内での解体作業前には以下を確認する。</p> <p>(a) 局所排気系統が運転され負圧が維持されていること。 (b) グリーンハウスの排気風量が維持されていること。 (c) 解体作業をおこなう場合、防災養生をする。</p> <p>③解体手順</p> <p>(a) 混練機、押出造粒機、整粒 機、それぞれの電源コードをフードボックスより切り離す。 (b) 100ℓドラム缶をグリーンハウス内に設置する。 (c) フード ボックス 側面 扉を開放する 。 (d) ケミカルジャッキ等 の 試験器具を フード ボックスから取り出し て汚染検査を行い、汚染結果に応じて適切に 廃棄する 。 (e) 混練機、押出造粒機、整粒 機を固定しているネジを外す。 (f) 外した混練機、押出造粒機、整粒 機をフード ボックスから取り出し 、グリーンハウス内にて分解する。 (g) 分解したパーツ毎に用意したビニール袋へ入れる。ビニール袋に入れたパーツは、核燃汚染物としてグリーンハウス内に設置した 100ℓドラム缶へ収納する。 (h) 100ℓドラム缶に収納できない場合は、適宜、バンドソー又はセイバーソー等の電動工具を用いて収納できる大きさに切断する。なお、切断した把手等は汚染検査を行い、汚染結果に応じて適切に 廃棄する 。 (i)混練機、押出造粒 機、整粒 機を封入した 100ℓドラム缶 4 本については、「AGF」へ搬出 する。 (i)切断物はビニール養生した上で、200ℓドラム缶に収納し、一時保管のため 廃棄物保管室へ運搬する。</p>		

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	
<p>参考資料 燃料実験施設(施行令第41条非該当施設) 押出造粒試験設備 の解体撤去 (令和5年6月23日付け申請後の令和5年11月30日付け一部補正時に添付)</p>	<p>第5章 放射線管理</p>	<p>備考</p>

※該当箇所を青字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
該当頁なし	第7章 施設管理	
	<p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定) 第41条の2 第二研究部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。 2 第二研究部長及び安全管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定) 第41条の3 第二研究部長及び安全管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 第二研究部長及び安全管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定) 第41条の4 第二研究部長及び安全管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。 (3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。 (4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。 (5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。 (8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。 2 第二研究部長及び安全管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	(2)管理部署の一部を安全管理業務として集約(一元化)するため(6箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。
	<p>(保全活動の実施) 第42条 第二研究部長及び安全管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p>	

※変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
該当頁なし	第7章 施設管理	
	<p>(定期的な自主検査) 第42条の3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。 (2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(修理及び改造) 第42条の4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	(2)管理業務の一部を安全管理業務として集約(一元化)するため(9箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。
	<p>(保安活動の有効性評価) 第42条の5 第二研究部長及び安全管理部長は、保安活動から得られる情報等から、保安活動の有効性を評価し、保安活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p>	

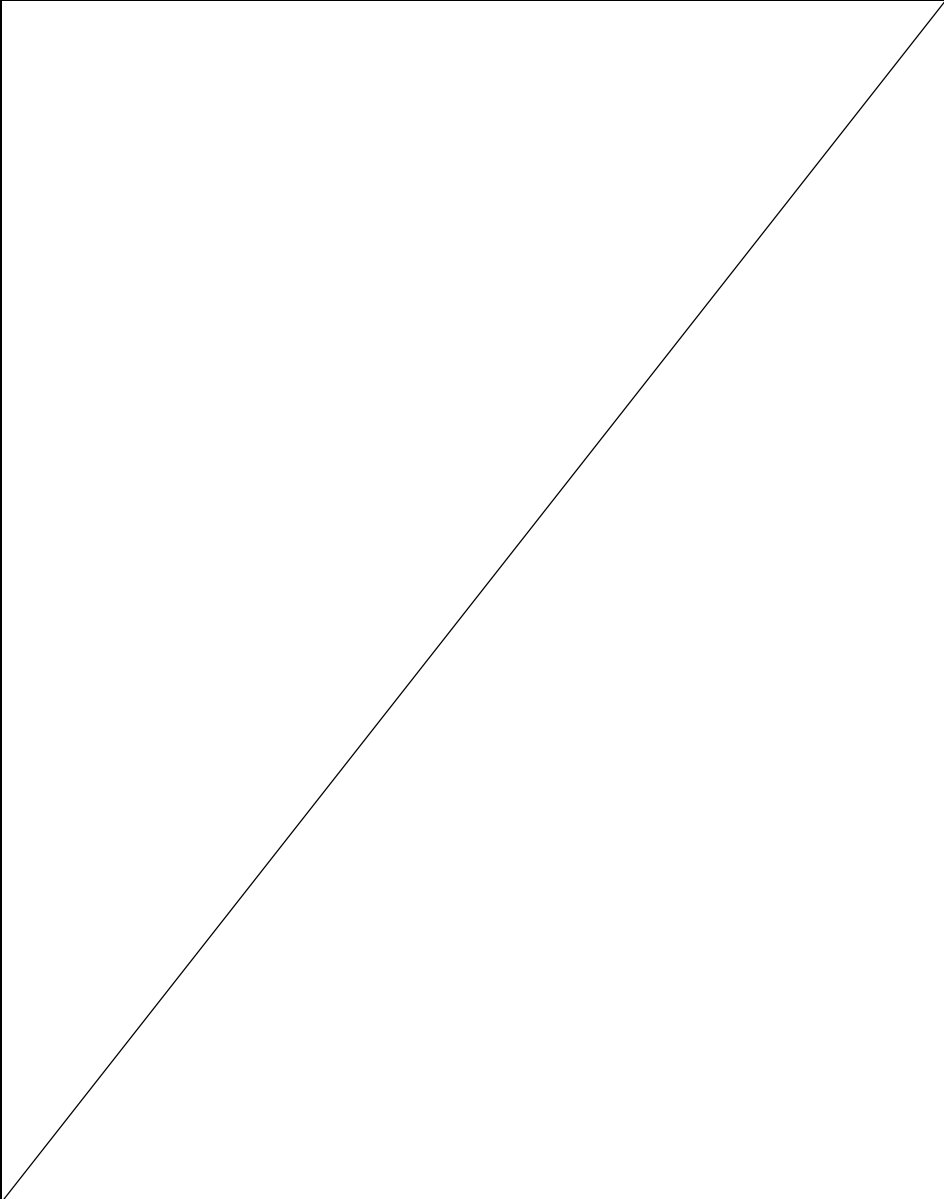
※変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																							
該当頁なし	第11章 記録及び報告 (記録) 第61条 第二研究部長及び安全管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。 別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録	備考																																							
	(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の1 1 に定める記録	(2)管理部署の一部を安全管理部署として集約(一元化)するため(1箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>安全管理部長</td> <td>安全管理部長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日作業中1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>		記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	第二研究部長	第二研究部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																					
1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																					
(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																					
(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	第二研究部長	第二研究部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																					
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																					
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																					
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																					
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間																																					

※変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																								
該当頁なし	第11章 記録及び報告																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 228 1442 268">記 録 事 項</th> <th data-bbox="1442 228 1574 268">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1574 228 1659 268">記録責任者</th> <th data-bbox="1659 228 1747 268">保存責任者</th> <th data-bbox="1747 228 1879 268">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 284 1442 403"> <p>する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p> </td> <td data-bbox="1442 284 1574 403"> <p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)</p> </td> <td data-bbox="1574 284 1659 403">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1659 284 1747 403">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1747 284 1879 403">(ニ)に同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 403 1442 483">(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</td> <td data-bbox="1442 403 1574 483">その都度</td> <td data-bbox="1574 403 1659 483">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1659 403 1747 483">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1747 403 1879 483">(ニ)に同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 483 1442 643">(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td data-bbox="1442 483 1574 643">その者が当該業務に就く時</td> <td data-bbox="1574 483 1659 643">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1659 483 1747 643">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1747 483 1879 643">(ニ)に同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 643 1442 802">(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td data-bbox="1442 643 1574 802">運搬の都度</td> <td data-bbox="1574 643 1659 802">ホット試験技術開発室長</td> <td data-bbox="1659 643 1747 802">安全管理部長</td> <td data-bbox="1747 643 1879 802">1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 802 1442 962">(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</td> <td data-bbox="1442 802 1574 962">廃棄の都度</td> <td data-bbox="1574 802 1659 962">ホット試験技術開発室長</td> <td data-bbox="1659 802 1747 962">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1747 802 1879 962">使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 962 1442 1042">(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td data-bbox="1442 962 1574 1042">封入又は固型化の都度</td> <td data-bbox="1574 962 1659 1042">ホット試験技術開発室長</td> <td data-bbox="1659 962 1747 1042">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1747 962 1879 1042">使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1042 1442 1121">3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*</td> <td data-bbox="1442 1042 1574 1121">その都度</td> <td data-bbox="1574 1042 1659 1121">ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長</td> <td data-bbox="1659 1042 1747 1121">ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長</td> <td data-bbox="1747 1042 1879 1121">1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	<p>する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)</p>	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ	(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ	(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ	(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	ホット試験技術開発室長	安全管理部長	1年間	(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	1年間	(2)管理業務の一部を安全管理業務として集約(一元化)するため(2箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。
	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																					
<p>する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)</p>	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ																																						
(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ																																						
(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ																																						
(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	ホット試験技術開発室長	安全管理部長	1年間																																						
(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間																																						
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間																																						
3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	1年間																																						

※変更箇所を赤字で示す。

核燃料物質使用許可	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																													
該当頁なし	第11章 記録及び報告																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間	(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間	(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間	
	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																										
	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																										
	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																										
	(ハ) 事故の原因	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																										
(ニ) 事故後の処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																											
5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間																																											
(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間																																											
(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間																																											
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間																																											
<p>* 核燃料物質使用許可申請書に記載された警報発報について記録を行う。</p>																																															
<p>検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う異常でないことが明らかで警報発報を除く。</p>																																															